

## お知らせ News 介護保険料減免制度

本庁舎高齢福祉課 内2725

65歳以上の方で、生活困窮により介護保険料の納付が困難な場合には、保険料が軽減される制度があります。減免を受けるには、申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- **対象**  
収入要件および次のすべてに該当する方  
①市民税が課税されている方に扶養されていないこと  
②市民税が課税されている方と生計を共にしていないこと  
③資産、預貯金などを活用しても生活が困窮している状態と認められること
- **内容**  
収入要件によって、第1段階の保険料相当額、第1段階の2分の1の保険料相当額に減額
- **申請期間** 7月14日(金)～31日(月)

## 募集 Recruit 「市民共学」出前講座 受講団体等募集

本庁舎教育総務課 内2383

市では、皆さんの学びをサポートするため、「市民共学」出前講座を開催しています。この講座では、市職員や市内で活動している団体の会員などが、講師やスタッフとして、依頼のあった学校や団体などを訪問し、学びの機会の提供や学習活動のサポートを行います。原則無料ですが、材料費など実費を負担していただく場合もあります。

- **対象**  
原則として、市内に在住・在勤・在学する10人以上で構成された団体など
- **申込方法**  
教育総務課まで申込書を提出してください。申込書は教育総務課または市ホームページから取得できます。  
※市民講師・スタッフも随時募集しています。

## 募集 Recruit 市職員採用試験

本庁舎総務課 内2315

《平成30年度採用（平成30年4月1日以降）》

職種 (採用予定人員)	受験資格 (学歴不問)
高 校 卒 程 度  行政事務 (1人程度)	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
資 格 免 許 職  幼稚園教諭 および保育士 (4人程度)	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許および保育士資格を有する方または平成30年3月末日までに同免許および資格を取得する見込みの方
保健師 (1人程度)	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方または平成30年3月末日までに同免許を取得する見込みの方

- **第一次試験日** 9月17日(日)
- **申込受付期間** 7月27日(木)～8月18日(金)  
※申込用紙は7月26日(水)から配付します。

※複数の試験を重複して申し込むことはできません。受験資格を確認のうえ、いずれか1つの試験に申し込んでください。  
※受験案内および申込用紙は、本庁舎総務課、各庁舎地域振興課で配付します。また、市ホームページからも取得できます(試験方法など詳細は受験案内をご覧ください)。  
※郵送での申し込みは、当日消印有効です。  
※第二次試験は、第一次試験の合格者を対象に実施します。

市長や先輩からのメッセージ、採用までの流れなどを市ホームページに掲載していますのでご覧ください。



## お知らせ News 起業・創業を応援します！

本庁舎商工課 内2248

事業を新しく起こそうと考えている方を応援するため、関係機関と連携して様々な支援を行っています。

新規創業をお考えの方や創業に向けてお悩みの方など、お気軽にご相談ください。

### 《創業支援資金融資制度》

新たな事業を実施する創業者に対し、運転・設備資金融資と5年分の信用保証料を助成します。

### ● 融資限度額・融資期間

- ▷ 運転資金 500万円・5年以内
- ▷ 設備資金 1,000万円・10年以内

### ● 利率 年2.1%～2.5%

### 《ビジネス開拓支援補助金》

事業可能性調査、事業計画の策定、試作品の開発、クラウドファンディングに取り組む創業者等に、経費の一部を助成します。

- **補助上限** 30万円
- **補助率** 3分の2以内
- **募集期間** 平成30年2月末日まで

### 《ふるさとビジネス創業支援事業補助金》

新たな需要、将来的な成長、地域への貢献が見込める事業に取り組む創業希望者に、経費の一部を助成します。

- **補助上限** 200万円
- **補助率** 3分の2以内
- **募集期間** 7月18日(火)まで

※補助金などを受けるためには、要件・審査があります。詳しくは、お問い合わせください。

### 《その他の主な支援》

- ▷ 白河商工会議所/創業支援塾、経営相談会
- ▷ (一社)産業サポート白河/女性のための起業セミナー、IM(インキュベーションマネージャー)による伴走型支援
- ▷ 地元金融機関/資金調達相談、創業支援セミナー

※他にもセミナーや補助金、融資制度など多くの支援があります。



## 募集 Recruit 木造住宅耐震診断者派遣事業 木造住宅耐震改修支援事業

本庁舎建築住宅課 内2267

申し込みに必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。

- **募集期間** 7月20日(木)～8月31日(木)
- **抽選日** 9月14日(木)

### 《木造住宅耐震診断者派遣事業》

耐震診断および補強計画を行う建築士を派遣し耐震化対策を支援します。

- **募集戸数** 4戸 ※申込多数の場合は抽選
- **対象住宅** ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅  
②過去にこの事業による耐震診断を受けていない住宅

● **対象者** 当該住宅に居住する所有者  
● **診断内容** 住宅内部の目視などの現地調査により耐震診断を行います。

● **費用** 8千円(自己負担額)

### 《木造住宅耐震改修支援事業》

耐震基準を満たしていないと診断された木造住宅を耐震改修するとき、工事費の一部を補助します。

- **募集戸数** 2戸 ※申込多数の場合は抽選
- **対象住宅** ①耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない木造住宅  
②今年度内に耐震改修工事が完了するもの

● **対象者** ①当該住宅に居住する所有者又は所有者と同一世帯に属する方  
②市税の滞納がない方

● **対象工事** 耐震改修工事(耐震改修工事に伴い必要となる内外装工事などを含む)に要した費用。ただし、耐震改修に関係しないリフォーム工事などは対象となりません。

● **補助額** 工事費の2分の1かつ限度額100万円まで(工事内容によっては、限度額60万円まで)

※工事着手前(工事請負契約前)の申し込みとなります。